

労務費ダンピング調査について

指導検査課

入札金額内訳書に記載された労務費等の適正性の調査(労務費ダンピング調査)について、その方法を次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 調査方法

落札候補者（複数ある場合はくじ引きの当選者）から提出された入札金額内訳書に記載されている直接工事費が一定水準以上となっているか確認します。

2 一定水準の額(労務費ダンピング調査基準価格)

一定水準の額（労務費ダンピング調査基準価格）は「低入札価格調査制度に係る取扱要領」第2条第1号アに規定する、「直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額」とします。

(例) 土木一式工事の場合

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &= 100\text{万円} \rightarrow \text{労務費ダンピング調査基準価格} \\ &= \text{直接工事費} \times 0.97 \\ &= 97\text{万円} \end{aligned}$$

(例) 建築・建築機械設備・建築電気設備工事の場合

直接工事費の一部に土木工事において現場管理費として扱われる項目が含まれるため、この額を控除した上で係数を乗じる。（詳細は「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」を参照）

$$\begin{aligned} \text{直接工事費} &= 100\text{万円} \rightarrow \text{労務費ダンピング調査基準価格} \\ &= \text{直接工事費に区分するもの} (\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 \\ &= 87.3\text{百万円} \end{aligned}$$

工事の種別	費目	直接工事費に区分するもの	共通仮設費に区分するもの	現場管理費に区分するもの	一般管理費等に区分するもの	所管
土木	鋼橋上部工工事	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等
	土木電気通信設備工事	機器費 (工場製作)	機器費 × 0.6 (直接製作費)	機器費 × 0.1 (間接労務費)	機器費 × 0.2 (工場管理費)	機器費 × 0.1 (一般管理費等)
	土木機械設備工事	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等
	土木機械設備工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費等
	土木機械設備工事	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等
	鉄塔・反射板工事	鉄塔製作費 × 0.6	鉄塔製作費 × 0.3	鉄塔製作費 × 0.1	鉄塔製作費 × 0.1	一般管理費等
建築	建築工事	直接工事費 × 0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費等	建設交通部
	建築機械設備工事	直接工事費 × 0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費等	
	建築電気設備工事	直接工事費 × 0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.1	一般管理費等	
	昇降機設備工事等、製造部門を持つ専門工事企業対象工事	直接工事費 × 0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.2	一般管理費等	
	建築に係る解体工事	直接工事費 × 0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 × 0.2	一般管理費等	
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費 × 0.6	機器費 × 0.1	機器費 × 0.1	
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	

「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」(抜粋)

3 理由書の提出と建設Gメンへの通報

- 直接工事費が労務費ダンピング調査基準価格未満である場合、理由書の提出を求めます。
- 理由書に記載された内容が合理性に欠ける場合、契約は締結しますが、国土交通省が設置する建設Gメンへ通報します。

4 その他

- 当面の間、入札金額内訳書に記載された人件費、材料費、法定福利費、安全衛生経費及び建退共掛金については、記載の有無のみを確認します。

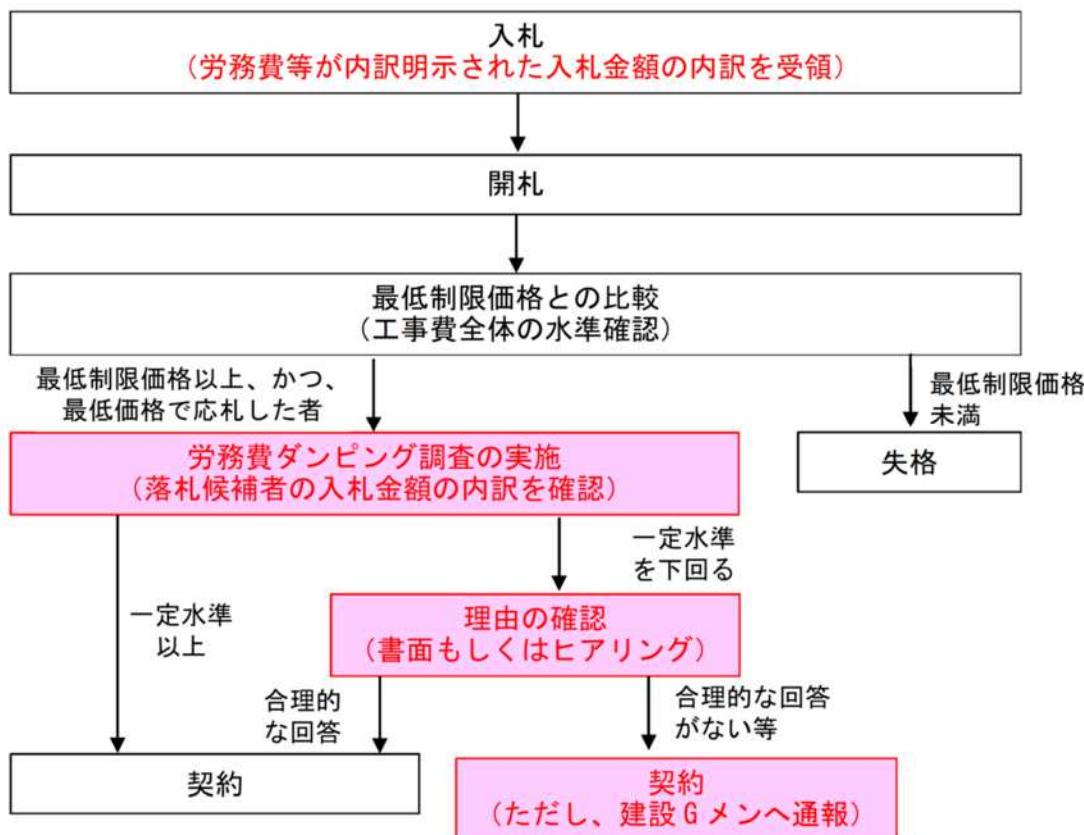
5 適用開始日

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知する予定価格1億円以上の工事から適用を開始する。

労務費ダンピング調査について

6 事務フロー

<最低制限価格制度の場合の事務フロー>



<低入札価格調査制度の場合の事務フロー>

